

四日市市企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 27 年 3 月 26 日

四日市市長 田 中 俊 行

四日市市規則第 26 号

四日市市企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市企業立地促進条例施行規則（平成 12 年四日市市規則第 17 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>( 奨励措置の対象要件 )</p> <p>第 2 条 ( 略 )</p> <p>2 ( 略 )</p> <p>3 条例第 3 条第 2 号の規則で定める要件は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) ( 略 )</p> <p><u>(3) 施設等について本市の他の補助金の交付を受けていないこと。</u></p> <p>附 則</p> <p>1 ( 略 )</p> <p>( 有効期限 )</p> <p>2 この規則は、<u>平成 32 年 3 月 31 日</u>限り、その効力を失う。ただし、この時までに指定を受けた施設等に係る奨励措置については、この規則は、なおその効力を有する。</p> <p>3 及び 4 ( 略 )</p>	<p>( 奨励措置の対象要件 )</p> <p>第 2 条 ( 略 )</p> <p>2 ( 略 )</p> <p>3 条例第 3 条第 2 号の規則で定める要件は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) ( 略 )</p> <p>附 則</p> <p>1 ( 略 )</p> <p>( 有効期限 )</p> <p>2 この規則は、<u>平成 27 年 3 月 31 日</u>限りその効力を失う。ただし、この時までに指定を受けた施設等に係る奨励措置については、この規則は、なおその効力を有する。</p> <p>3 及び 4 ( 略 )</p>

改正後

別表（第2条関係）

事業の種類	該当する事業
1 条例別表1の項に該当する事業	<p>(1) <u>製造業（日本標準産業分類に掲げる大分類Eに該当する産業をいう。以下同じ。）の事業</u></p> <p>(2) <u>電気事業であって、製造業を主たる事業とする事業者が関与し、投下固定資産総額が50億円を超えるもの</u></p>
2 条例別表3の項に該当する事業	<p>(1) （略）</p> <p>(2) （略）</p> <p>(3) <u>環境浄化分野の製品を製造する事業</u></p> <p>(4) <u>バイオテクノロジー・健康医療に係る事業</u></p> <p>(5) <u>新原料への転換に対応する事業</u></p> <p>(6) <u>航空・宇宙産業に係る事業</u></p> <p>(7) <u>次世代自動車に係る事業</u></p> <p>(8) <u>次世代ロボットに係る事業</u></p> <p>(9) <u>高シェア製品を市内における国内拠点事業所において製造する事業</u></p> <p>(10) <u>臨海部コンビナート地区における企業内空地を活用する事業</u></p> <p>(11) （略）</p>
3 条例別表4の項に該当	(1)から(7)まで （略）

備考

- 1 この表において「高シェア製品」とは、指定施設において製造される製品で、その製品の当該企業全体のシェアについて、公的機関による最新統計数値等を根拠としてトップクラスの実績数値を示すことができるものをいう。
- 2 この表において「市内における国内拠点事業所」とは、指定施設において製造される製品の市内事業所における生産量等が、当該企業のその他事業所と比較して最大である事業所又は最大になる見込みである事業所をいう。
- 3 この表において「臨海部コンビナート地区」とは、市内臨海部の工業専用地域及び工業地域をいう。

4 この表において「企業内空地を活用する事業」とは、事業の用に供していない土地において、地権者が活用者を募ったうえで行う地権者以外の活用による事業又は地権者による新規事業をいう。

改正前	
別表（第2条関係）	
事業の種類	該当する事業
1 条例別表1の項に該当する事業	(1) 製造業（日本標準産業分類（平成19年総務省告示第618号）に規定する大分類Fに該当する産業をいう。以下同じ。）の事業 (2) 製造業を主たる事業とする事業者が行う独立系発電事業 (3) 製造業の事業所における発電の代行を主とする事業
2 条例別表3の項に該当する事業	次に掲げる事業をいう。 (1) （略） (2) 次世代ディスプレイに係る事業 (3) （略） (4) 次世代照明に係る事業 (5) 環境産業に係る事業（製造業に限る。） (6) バイオテクノロジー・医薬品に係る事業 (7) （略）
3 条例別表4の項に該当	次に掲げる事業をいう。 (1)から(7)まで （略）

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成27年3月31日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の四日市市企業立地促進条例施行規則第2条及び別表の規定は、平成27年4月1日以後に指定の申請がなされた施設等に係る奨励措置から適用し、同日前

に指定の申請がなされた施設等に係る奨励措置については、なお従前の例による。

( 商工農水部工業振興課 )